○内閣府告示第三百三十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県邑智郡美郷町

二　地域再生計画の名称　地域資源を活かし、新たな雇用をひろげるプロジェクト「住みたい田舎！美しき郷〝創造〟」

三　地域再生計画の区域の範囲　島根県邑智郡美郷町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百四十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県

二　地域再生計画の名称　健全な森林づくり・人づくり・地域づくりによる持続発展的地域再生

三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百四十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知市

二　地域再生計画の名称　成長可能性の高い分野で、高度人材を実践的に育成し、さらなる安定雇用を創造！

三　地域再生計画の区域の範囲　高知市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百四十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　土佐市

二　地域再生計画の名称　新しい風がまちの活力を創り出す！おらがまち〝とさ〟地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　土佐市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百四十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　土佐清水市

二　地域再生計画の名称　地域産業連携と福祉の充実に向けた雇用創出「地域の繋がりで元気なまちづくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　土佐清水市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百四十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県吾川郡いの町

二　地域再生計画の名称　～土佐和紙の町・宝物再発見～「いこイノいの」総合力向上計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県吾川郡いの町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　北九州市

二　地域再生計画の名称　「元気発進！」ひとづくり・まちづくり北九州雇用創造チャレンジ

三　地域再生計画の区域の範囲　北九州市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）

○内閣府告示第三百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　西都市

二　地域再生計画の名称　「元気な日本のふるさと〝西都〟」地域再生プラン

三　地域再生計画の区域の範囲　西都市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域雇用創造推進事業（三の六）及び地域雇用創造実現事業（三の六）

○内閣府告示第三百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び南さつま市

二　地域再生計画の名称　地域の特産物を活かし都市と農村が共生できる街づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　南さつま市及び南九州市の区域の一部（旧加世田市、旧笠沙町、旧大浦町、旧川辺町及び旧金峰町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年六月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十一日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿屋市

二　地域再生計画の名称　「食（農林水産物）」と「観光」を連携させた内発型産業構造への転換による雇用の創造